

(目的)

第1条 この要綱は、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「法」という。）に基づく行動計画を策定した千代田区（以下「区」という。）内の事業主に対し、次世代育成支援行動計画策定奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、行動計画の策定を促進し、区内の事業所に勤務する労働者の職業生活と家庭生活との両立を可能にする雇用環境を整備することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業主 区内に存する国及び地方公共団体以外の事業所（本社）で、常時雇用する労働者の数が10人以上で100人以下の事業所の事業主をいう。
- (2) 行動計画 法第12条第1項に規定する一般事業主行動計画をいう。

(交付要件)

第3条 奨励金の交付を受けることのできる事業主は、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業主であること。
- (2) 行動計画を策定し、次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第2条の規定により東京労働局長に届け出ていること。
- (3) 前項の届出において次世代育成支援対策の内容として定めた事項が、3項目以上あること。
- (4) 策定した行動計画に基づいて就業規則を定め又は改定していること。
- (5) この要綱に基づく奨励金の交付を受けたことがないこと。

(申請方法)

第4条 奨励金の交付を受けようとする事業主は、次世代育成支援行動計画策定奨励金申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を千代田区教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出するものとする。

- 2 申請書には、前条第2号の規定に基づく届出書の写し、行動計画及び履歴事項全部証明書又は納税証明書を添付しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請は、策定した行動計画の期間内に行わなければならない。

(公表の同意)

第5条 事業主は、前条第1項の規定に基づき申請書を提出する場合は、名称等公表同意書（第2号様式）を教育長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第6条 教育長は、第4条の申請があったときは、速やかに提出された書類を審査し、奨励金の交付又は不交付を決定しなければならない。

2 奨励金の交付を決定したときは、次世代育成支援行動計画策定奨励金交付決定通知書（第3号様式）により申請者（第4条の規定により申請を行った事業者をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

3 奨励金の不交付を決定したときは、その理由を付して次世代育成支援行動計画策定奨励金不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

4 教育長は、前2項の決定にあたり、必要があると認めるときは条件を付することができる。

（奨励金の請求）

第7条 奨励金の交付を受けようとする事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、次世代育成支援行動計画策定奨励金請求書（第5号様式。以下「請求書」という。）により千代田区長（以下「区長」という。）に奨励金を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに奨励金を交付するものとする。

（交付金額）

第8条 奨励金は、予算の範囲内で、1事業主に対して20万円を交付するものとする。

（名称等の公表）

第9条 教育長は、交付決定した事業主の名称、所在地、行動計画及び次条に定める行動計画の結果報告について、区の広報紙又はホームページへの掲載その他必要と認める方法により公表するものとする。

（行動計画結果報告）

第10条 奨励金の交付を受けた事業者は、交付を受けた年度及び翌年度の各年度末の翌月末日までに、行動計画に基づく結果についての行動計画達成状況報告書（第6号様式）を教育長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第11条 申請者が偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき、交付の決定に付した条件に違反したとき又は行動計画達成状況報告書を期日内に提出しないときは、教育長は、奨励金

の交付決定を取り消し、既に交付した奨励金があるときは、その全部又は一部を返還させることができる。

2 教育長は、前項に該当する場合には、千代田区補助金等交付規則（昭和48年千代田区規則第15号）第16条の規定に基づき、違約加算金及び延滞金を徴収する。

（立入調査）

第12条 教育長は、申請書及び行動計画達成状況報告書の受理に際して、必要があると認められたときは、事業所に立入調査を行うことができる。

2 前項に定める調査に際し、事業主は誠実に応じるものとする。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に教育長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

2 この要綱の適用の際、現に第3条の交付要件を満たす事業主については、策定済みの行動計画を平成19年4月1日以後に改定した場合に限り、奨励金交付の対象とする。

附 則（平成20年5月22日20千ここ総第121号）

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成23年6月14日23千子子総発第77号）

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成25年3月15日24千子子総発第287号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月10日26千子子総発第294号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月21日6千子子推発第566号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式（略）